

民生委員・児童委員への活動費に関する意見書

民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）制度の始まりは、大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」であると言われていています。その後、大阪府で創設された「方面委員制度」が全国に広がったものであり、「方面委員」は、昭和21年に「民生委員」と改められ、今年、平成29年で制度創設100周年を迎えることとなります。

今日、家族や社会を取り巻く環境が大きく変わるなか、人々が直面する生活課題、福祉課題は、多様化、複雑化、深刻化しています。その中で民生委員は、地域住民の身近な相談相手、見守り役、行政の協力者として福祉制度の橋渡しの存在、民間社会福祉活動の推進者であり、社会的孤立への対応、認知症の高齢者への支援、災害時要配慮者対策等その活動はより幅広いものとなっており、地域福祉におけるその役割は、ますます重要になっています。

しかしながら、民生委員は、地方公務員法が定める非常勤特別職の地方公務員ですが、民生委員法第10条で「給与を支給しない」と定められていることから無償のボランティアとされており、活動に係る費用は自治体から支給されているのが現状であります。

「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告書（平成26年4月厚生労働省）では、「民生委員・児童委員の経済的な負担も増えていることから、厚生労働省は、活動費の増額を関係省庁に対して要求していく」べきであるとされており、都道府県に交付される地方交付税の算定基礎に含まれている民生委員活動費1人あたり58,200円から、59,000円に平成28年度から増額されたものの、我が国社会の財産ともいえる民生委員制度を維持・発展させていくためには、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 民生委員の活動に係る費用を更に引き上げるための措置を講じること。
- 2 民生委員協議会活動に対して支援体制の強化の措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣